

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案及び電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案に対する意見
公募要領

令和8年3月31日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

2023年度から導入されたレベニューキャップ制度の第1規制期間においては、制度設計当時、規制期間中の物価等の上昇が顕在化していなかったことから、当該上昇を含む変動を考慮しない整理とされてきました。しかしその後、人件費や物価関連指標の急激な上昇に加え、金利上昇に伴う支払利息の増加など、一般送配電事業者を取り巻く事業環境に大きな変化が生じています。こうした状況が継続した場合、各一般送配電事業者における安定的な事業運営や送配電網の更新、GX・DXの推進等への支障が懸念されることから、電力・ガス取引監視等委員会において検討が行われ、第1規制期間における物価等の上昇に対応するため、収入の見通しに関する制度の見直しが必要である旨の建議が行われました。この建議を踏まえ、関係省令の改正を行うこととしました。

また、2025年3月31日に公布された所得税法等の一部改正により防衛特別法人税が創設され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人に新たな納税義務が課されることとなりました。防衛特別法人税は、法律に基づき一律に課される、事業者の裁量によらない外生的な費用であることから、料金制度上の適切な取扱いを明確化する必要があります。このため、経過措置料金においては営業費のうち法人税等として、また託送料金においては制御不能費用のうち法人税等として、それぞれ原価算入できるよう、関係省令等の改正を行うこととしました。

さらに、電気事業会計規則取扱要領における建設価額への利子の算入については、従来、資金用途を特定した形での資金調達を行う場合の利子の取扱いが必ずしも明確ではありませんでした。そのため、近年の資金調達手法の多様化を踏まえ、解釈の明確化を図ることとしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

- (1) 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令
- (2) 電気事業会計規則
- (3) みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
- (4) みなし小売電気事業部門別収支計算規則
- (5) 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
- (6) 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する

る指針

(7) 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領

電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

(1) 電気事業会計規則取扱要領

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階)

4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

令和8年3月31日(火)～令和8年4月29日(水) 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

電子メールアドレス：bzl-denryokusangyo-regulations-O-meti.go.jp

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室パブリックコメント担当 宛て

(迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。)

(電子メールの件名を「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案及び電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

